

筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例

昭和46年4月1日  
条例第2号

改正	昭和48年3月31日条例第1号	昭和51年8月6日条例第4号
	昭和52年9月1日条例第4号	昭和53年2月27日条例第2号
	昭和54年2月23日条例第2号	昭和54年6月20日条例第4号
	昭和55年2月26日条例第8号	昭和56年8月20日条例第4号
	昭和57年3月31日条例第2号	昭和58年3月30日条例第1号
	昭和59年3月30日条例第3号	昭和63年3月24日条例第2号
	平成2年3月30日条例第4号	平成3年3月28日条例第3号
	平成4年4月1日条例第3号	平成6年3月31日条例第2号
	平成7年1月20日条例第1号	平成10年2月2日条例第1号
	平成11年3月30日条例第2号	平成13年3月30日条例第2号
	平成13年10月16日条例第3号	平成14年3月28日条例第2号
	平成15年3月28日条例第5号	平成18年3月30日条例第3号
	平成26年11月7日条例第3号	令和2年2月19日条例第2号

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは、筑西広域市町村圏事務組合に常時勤務する地方公務員で、一般職に属する者（臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）をいう。

(定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 50人
- (2) 消防職員 300人

(定数外職員)

第3条 前条に定めるもののほか、任命権者は、予算の範囲内で、臨時に必要な人員を雇用することができる。

2 休職者は、定数のほかにおくことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日条例第19号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年8月6日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年5月1日から適用する。

附 則（昭和52年9月1日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年7月1日から適用する。

附 則（昭和53年2月27日条例第2号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月23日条例第2号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月20日条例第4号）

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月26日条例第8号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月20日条例第4号）

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日条例第2号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 24 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 30 日条例第 4 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 1 月 20 日条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 2 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 16 日条例第 3 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 7 日条例第 3 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 19 日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。